済ト見ル

要求事項

一、解雇絶対反対

一、幹部ノ撤廃

一、定時部員ノ待遇ヲ一般従業員ト同様ニスル

一、支部従業員ノ待遇ヲ本部従業員ト同様ニスル

三月一日右要求ニ関シ種々折衝ヲ重ネテ左記覚書ヲ交換シ円満解決ス

一、前記解雇者二名ノ解雇ヲ取消シ製造部長ヲ懲戒解雇ス

一、今回ノ争議ニ関シ絶対ニ犠牲者ヲ出サザルコト

一、前記二名ノ解雇者ニ対シテハ規定ノ解雇手当ノ外ニ二週間分ヲ以テ支給ス

一、争議費用ハ会社負担トシ三月二日手打ヲナス

一、今回解雇者二名ハ従前通勤務セシメナイ

工場閉鎖

四 大阪サクラ製作所（三、一五―三、二三）

所在地 伏見市撫原町九九

労働者 一九名

組合 全労

争議経過

前年四月解決後全国組合ヘ十九名加盟シ事業主ハ

三月十五日工場閉鎖ノ挙ニ出デ二十五日突如解雇ヲ

ノ為工員ハ七十円ヲ三月十五日解雇手当

法人協調會
財團法人協調會